

## 北海道総合振興局設置条例の改正の概要

### 北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例案

#### (1) 改正の概要

- ① 支庁出張所として振興局を置く規定を削除し、総合振興局と振興局をいずれも地方自治法第155条に規定する支庁として設置することとする。
- ② 広域事務については、規則で定めるところにより、総合振興局が振興局の所管区域に係る事務を所掌することができる規定を新たに設けることとし、その規則を定めるに当たっては、あらかじめ、関係する市町村長の意見を聴く旨、規定する。
- ③ 総合振興局の名称については、現在の支庁の名称とするよう別表を改正する。(オホーツク総合振興局を除く)
- ④ 別表に示す総合振興局及び振興局の所管区域から、市を削除する。  
(①と④により、公選法の改正は不要となる。)
- ⑤ 条例の見直し規定(附則)に、支庁制度の改革を更に進めることを明記する。

#### (2) 条例の施行日 → 規則で定める日(現行どおり)

#### (3) 関係条例の改正(8条例)(附則第3項～第12項関係)

##### (主な改正内容)

- ・振興局を支庁と位置づけることに伴う改正(例:総合振興局又は振興局)
- ・総合振興局及び振興局の所管区域の変更に伴う改正  
(例:総合振興局管内、振興局管内)

- ①北海道行政手続条例 ②北海道税条例 ③北海道循環資源利用促進税条例
- ④北海道国民保護対策本部及び北海道緊急処理事態対策本部条例
- ⑤北海道災害対策本部条例 ⑥市としての要件に関する条例
- ⑦北海道脱スパイクタイヤ推進条例 ⑧北海道警察組織条例

### 関係条例の整備に関する条例案(6条例)

##### (主な改正内容)

- ・支庁の名称変更に伴う改正
- ・幌加内町及び幌延町をその所管区域とする支庁の変更に伴う改正

- ①北海道政策評価条例 ②北海道職員の特殊勤務手当に関する条例
- ③北海道保健所条例 ④北海道児童相談所設置条例
- ⑤北海道家畜保健衛生所条例 ⑥北海道農業改良普及センター条例